

2022年12月29日

株式会社山梨中央銀行

「未成年者口座および課税未成年口座開設に関する約款」の一部改定について

今般、下記のとおり「未成年者口座および課税未成年口座開設に関する約款」を一部改定いたします。

なお改定後の約款は、既にお取引いただいているお客さまにも適用いたします。

記

1. 改定日

2023年1月1日

2. 改定理由

法令改正により、「少額投資非課税制度（NISA）」の対象年齢が変更となることから、標記約款を一部改定いたします。

3. 約款の改定内容については、こちらからご確認いただけます。

- ・ [新旧対照表](#)
- ・ [未成年者口座および課税未成年口座開設に関する約款（改定後全文）](#)

以上